

監査マニュアル作成ガイド

「連結財務諸表の作成に関する監査手続編」(中間報告)

平成 13 年 1 月 16 日

日本公認会計士協会

一 監査マニュアル作成ガイド「連結財務諸表の作成に関する監査手続編」(中間報告)について

1. 本ガイド作成の背景

(1) 連結財務諸表制度の見直し

平成 9 年 6 月に企業会計審議会が「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」を公表したことにより、子会社及び関連会社の判断基準として、従前の持株基準に代えて支配力基準及び影響力基準が導入された。また、同時に、証券取引法の下でのディスクロージャー制度が、個別財務諸表中心の制度から連結財務諸表中心の制度に変更され、併せて開示内容の充実が図られた。

これを受けて当協会は、資本連結手続、キャッシュ・フロー計算書の作成、持分法会計、子会社及び関連会社の範囲の決定等の各テーマに関して、会計上及び監査上の実務指針を公表してきた。

(2) 過去に公表された監査手続書等の見直し

連結財務諸表の監査手続に関して、当協会は過去に「連結財務諸表監査手続一覧表」(監査第一委員会 平成元年 1 月改訂)を公表している。また、「監査マニュアル」(監査第一委員会研究報告第 1 号 平成 2 年 9 月改訂、現在絶版)にも関連項目が記載されている。これらの研究報告等については、最近の連結財務諸表制度の見直しまで連結会計実務に大きな変更がなかったこともあって、今まで見直しが行われてこなかった。

しかしながら、前述した連結財務諸表に係る諸法令や基準の大幅な改正、これに関する実務指針の公表、連結キャッシュ・フロー計算書の導入及びセグメント情報や関連当事者に係る注記等の開示の拡大等を受けて、当協会としては、これらを反映させた連結財務諸表の作成に関する監査手続の例を会員に提示する必要性を認識していた。

(3) 本ガイドを研究報告(中間報告)とした理由

本ガイドに記載されている内容は、会員の監査実務を拘束するものではなく、また、現在企業会計審議会において検討が行われている企業結合会計等の今後の審議の状況によっては、本ガイドについても見直しを行う必要性が生じることもありえる。したがって、先に公表された監査マニュアル作成ガイド「監査アプローチ編」(中間報告)

及び「財務諸表項目の監査手続編」(中間報告)と同様に、本ガイドについても研究報告(中間報告)として位置付けることとした。

2. 本ガイドの概要

本ガイドは、各監査事務所が、連結財務諸表の作成に関する監査手続書を作成する際の手引として利用することを目的として作成している。

さらに、監査手続実施上の留意事項、連結財務諸表の作成に関連する資料及び各監査手続に関連する主な委員会報告等を併せて例示することにより、会員による監査手続の理解及び実務上の便宜に資することを意図している。

なお、連結財務諸表作成に関する監査手続の多くは、連結範囲の網羅性や投資先の資産評価の妥当性など一部の例外を除けば、関連する資料との突合、計算調べの実施等を中心としたものである。したがって、本ガイドでは、「財務諸表項目の監査手続編」のように、個々の監査手続と監査要点とを対応させた形式とはしていない。

3. 本ガイド利用上の留意点

本ガイド利用上の主な留意点は次のとおりである。

本ガイドは、連結財務諸表に対するリスク・アプローチに基づく監査手続のすべてをカバーするものではなく、適正に作成されている連結会社各社の財務諸表を前提に、主として連結財務諸表の作成過程に関する監査手続を例示したものである。

本ガイドは、当協会の会員が連結財務諸表の作成に関する監査業務において、本ガイドに記載されている監査手続のすべてを実施することを意図したものではない。本ガイドは、当協会の会員又は各監査事務所が独自の監査マニュアルを作成する際の参考とすることを意図して作成したものである。

本ガイドに示されている監査手続、留意事項、関連資料及び関連する主な委員会報告等は、あくまでも例示であり、すべての事項を網羅的に示したのではない。

また、本ガイドは、基本的に、監査対象会社の連結財務諸表の作成過程に添った形で順次監査手続を例示しているが、監査対象会社の連結財務諸表作成に係る内部統制の信頼性が高い場合には、連結財務諸表に対する分析的手続を中心にした監査を実施することにより、本ガイド記載の監査手続の一部を省略することを妨げるものではない。

なお、各監査事務所が連結財務諸表の作成に関する監査マニュアルを作成する際には、それぞれの実情に応じて、本ガイドに示した監査手続等を適宜取捨選択又は補足追加する必要がある。

各項目の監査手続に付されている留意事項には、監査を実施する上での具体的なポイント等が例示されているが、状況に応じて、当該留意事項を監査手続に含めて監査を実施する必要がある。

本ガイドを参考にして監査手続書を作成する場合には、帳簿や証憑資料等の名称について、監査対象会社が実際に使用しているものに置き換える必要がある。